

- 手数料は、認定申請の区分に応じて、省エネ適合性判定の手数料に準じた手数料といたします。
 - 一戸建ての住宅
 - 省エネ適合性判定における【一戸建て住宅】の手数料
(棟全体の延べ面積により算定)
 - 共同住宅等での建築物申請 ※住戸申請はなくなりました
 - 省エネ適合性判定における【共同住宅等】の手数料
(棟全体の延べ面積により算定)
 - 複合建築物での建築物申請
 - 建物全体の住戸の数が1の場合、
省エネ適合性判定における【一戸建て住宅】の手数料(住宅部分の延べ面積により算定)と
省エネ適合性判定における【非住宅】の手数料(非住宅部分の延べ面積により算定)の合計
 - 建物全体の住戸の数が2以上の場合、
省エネ適合性判定における【共同住宅等】の手数料(住宅部分の延べ面積により算定)と
省エネ適合性判定における【非住宅】の手数料(非住宅部分の延べ面積により算定)の合計
 - 複合建築物の非住宅部分
 - 省エネ適合性判定における【非住宅】の手数料(非住宅部分の延べ面積により算定)
 - 複合建築物の住宅部分 ※住戸申請はなくなりました
 - 建物全体の住戸の数が1の場合、
省エネ適合性判定における【一戸建て住宅】の手数料(住宅部分の延べ面積により算定)
 - 建物全体の住戸の数が2以上の場合、
省エネ適合性判定における【共同住宅等】の手数料(住宅部分の延べ面積により算定)
 - 非住宅
 - 省エネ適合性判定における【非住宅】の手数料(非住宅部分の延べ面積により算定)
- 設計住宅性能評価、建築物省エネ適合性判定等、他の制度との同時申請により、外皮計算及び一次エネルギー消費量の審査を全て省略できる場合に限り、上記の手数料に0.3倍した金額(千円未満切捨て)を割引後の手数料といたします。